

洋上救急業務の協力に関する協定

宮崎医科大学医学部附属病院（以下「甲」という。）と社団法人日本水難救済会（以下「乙」という。）は、海上保安庁の巡視船艇・航空機等により行う洋上救急業務に関し、次のとおり協定する。

（相互協力）

第1条 甲と乙は、海上保安庁の巡視船艇・航空機等により行う洋上救急業務が円滑に行われるよう、相互に緊密に協力するものとする。

（医師等の派遣）

第2条 医療通信等により医師の派遣が必要と認められるとき、当該船主及び海上保安庁の意向を受け、乙が甲に対し、洋上救急医療のため医師等の派遣を要請した場合、甲は可能な限り適任者を選択し派遣するものとする。

（出動協力費）

第3条 第2条の規定にもとづき、医師等の派遣が行われた場合、乙は、甲又はその指定する者に、別紙1に定めた出動協力費を支払うものとする。

（医師等の訓練）

第4条 甲は、乙の企画する洋上救急慣熟訓練に医師等を参加させ、積極的に協力するものとする。

(訓練奨励費)

第5条 前条の規定にもとづき、洋上救急慣熟訓練に医師等の参加があった場合、乙は、甲又はその指定する者に、別紙2に定めた訓練奨励費を支払うものとする。

(医師等の保険)

第6条 乙は、本協定にもとづき、医師等が行う活動に関し、別紙3に定めた保険に加入しておくものとする。

(その他)

第7条 本協定の運用に当り、不明の点があった場合は、両者協議するものとする。

平成11年 7月 1日

甲 宮崎医科大学医学部附属病院長

渡 邊 克 司



乙 社団法人 日本水難救済会長

高 橋 寿 夫

